

現 場 説 明 書

工事名 浜松医科大学医工連携拠点棟 5階改修機械設備工事

浜 松 医 科 大 学 施 設 課							
課 長		課 長 補 佐		係 長		担 当	

1 工 事 名 浜松医科大学医工連携拠点棟5階改修機械設備工事

2 工 事 場 所 静岡県浜松市東区半田山一丁目20番1号 浜松医科大学構内

3 完 成 期 限 平成31年 5月10日(金曜日)

4 一 般 事 項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) —印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員の指示により、使用にあたっては「工事用地使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

~~③ 仮囲い等~~

~~仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。~~

④ 監督職員事務所

・設ける (号) ○設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模 (㎡)	10 内外	20 内外	35 内外	65 内外	100 内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ その他

本工事建物は、研究施設であり、常時研究を行っていることから、断水・騒音・振動・塵埃及び安全対策に十分注意すること。

(3) 工事用電力等

① 工事用電力、~~電話~~、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

② 工事用電力

- ・電力会社と協議の上引き込む ○構内より分岐できる。
- ・発電機の設置等による。

③ 工事用電話

- ・構外より引込む。
- ・構内より分岐できる。
- 携帯電話にて対応する。

④ 工事用給水

- ・構外より引込む。
- 構内より分岐できる。
- ・さく井する。

⑤ 工事用電力、~~電話~~給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。

⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」及び電力を使用するときは「電力使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。

⑦ その他

工事用電力及び給水は、計量器を設置し、使用料金を浜松医科大学会計課に支払うものとする。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	判	カラー	
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1
完 成 写 真	キャビネ判	カラー	

※ ~~完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。~~

② ~~完成建物等概要図書~~

完成建物等概要図書は、文部科学省が定めた「完成建物等概要図書作成要領」により作成し、原図を提出すること。

③ その他

工事写真は、データ又はネガとも提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、~~キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。~~

6 契約に関する事項

(1) 工事請負契約基準の運用

① 基準第 3 の規定による、

工事費内訳明細書

- ・提出する。
- 提出しない。

工 程 表

- ・提出する。
- 提出しない。

~~② 基準第 25 第 1 項の規定により請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が 2 月以上ある場合とする。~~

~~③ 基準第 25 第 2 項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責めにより遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

④ 基準第 29 第 4 項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

⑤ 天災、その他不可抗力による 1 回の損害合計額が前項にいう請負代金額の 1000 分の 5 の額（この額が 20 万円を越えるときは 20 万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑧のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、財務担当理事の指示に従うこと。

イ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第 26 条第 2 項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く。）、政府の保証のある債券、資金運用部資金法第 7 条第 1 項第 9 号に規定する金融債、日本国有鉄道改革法（昭和 61 年法律第 87 号）附則第 2 項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和 23 年法律第 256 号）第 1 条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）附則第 4 条第 1 項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債（社債等登録法の規定により登録された地方債を除く。）及び財務担当理事が確実と認める社債の場合は、財務担当理事の指示に従うこと。

③ 契約保証金の納付に代わる担保が、登録された国債又は地方債の場合は、財務担当理事の指示に従うこと。

④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は財務担当理事が確実と認める金融機関が振り出し又は支払いを保証した小切手、銀行又は財務担当理事が確実と認める

金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、財務担当理事の指示に従うこと。

イ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第 26 条第 2 項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求書を提出すること。

- ⑤ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は財務担当理事が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は財務担当理事が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、財務担当理事の指示に従うこと。

イ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第 26 条第 2 項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、財務担当理事から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は財務担当理事が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑥ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、（国立大学法人浜松医科大学理事 田中 宏和）と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後 6 カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、財務担当理事の指示に従うこと。

- ケ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第 26 条第 2 項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、財務担当理事から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、（国立大学法人浜松医科大学理事 田中 宏和）と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、財務担当理事の指示に従うこと。
- キ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第 26 条第 2 項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑧ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、（国立大学法人浜松医科大学理事 田中 宏和）と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、財務担当理事の指示に従うこと。
- ク 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第 26 条第 2 項の規定により国立大学法人浜松医科大学に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡
- この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証を受けることを目的として、未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
- 受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」に準拠した適切な下請契約を締結すること。
- (5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

工事請負契約基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金は、浜松医科大学会計課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することができる。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の間前金払を請求することができる。~~

(9) かし担保

① 基準第39第2項ただし書に規定する構造耐力上主要な部分とは、建物の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材、その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、で、当該建物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

② 基準第39第2項ただし書に規定する雨水の浸入を防止する部分とは、以下のものとする。

ア 建物の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具

イ 雨水を排除するため建物に設ける排水管のうち、当該建物の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

(10) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）を締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

- ⑥ 保険金請求者
受注者とすること。

- ⑦ 保険期間
工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

- ⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

(ア) 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

(イ) 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

(ウ) 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

(エ) 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

- ⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続きをとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 浜松医科大学が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

- ~~(1) 低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について~~

上記（平成 21 年 3 月 31 日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の 10 分の 3 以上とし、前金払の割合については、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

(2) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後 10 日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から 10 日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後 10 日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）への登録をすること。

(3) 建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 工事成績評定について

この工事は、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成 20 年 1 月 17 日付け 19 文科施第 370 号）による工事成績評定の対象工事である。

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

- ① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。
- ② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- ③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

~~(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について~~

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

~~(7) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について~~

- ① 基準第 10 第 3 項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

② 基準第 10 第 3 項に規定する発注者との連絡体制が確保されることは、発注者または監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

発注者または監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることを条件に現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。なお、具体的には請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

~~(9) 専任の主任技術者の兼務について~~

① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、工事現場の相互の間隔が 5km 程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

② 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。

(10) 質疑応答

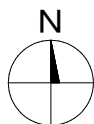
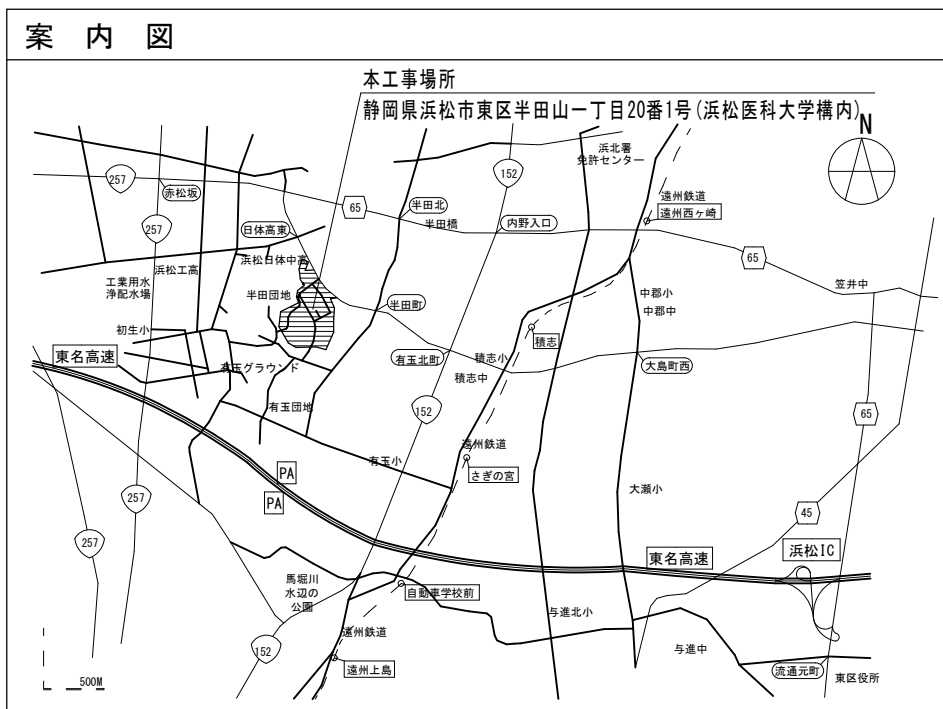
ア 質疑がある場合には提出

書面により平成 31 年 2 月 15 日 12 時までに浜松医科大学施設課企画係へ提出する。

イ 質疑応答の閲覧日時及び場所

平成 31 年 2 月 19 日 13 時～平成 31 年 2 月 26 日 17 時まで浜松医科大学管理棟 3 階施設課にて閲覧に供するとともに電子メールにより競争参加資格を有する者に送信する。

案 内 図



記号	名 称
	本工事建物
(E)	工事に電力分岐予定位置
(W)	工事に給水分岐予定位置
	工事用地
	既設建物

※工事用地は別途発注工事受注者と
共同利用するものとする。



配置図 S=1/5000

基礎臨床研究棟

浜松医科大学施設課			
工事名	浜松医科大学臨工運轉場内種5階改修工事		
図面 名称	5階平面図（改修前）		
平成31年1月	図面番号	A-	縮尺
1/100			AS 1/100
製	尺	張	冊
頁	冊	冊	冊



基礎臨床研究棟

浜松医科大学施設課				
工事名	浜松医科大学理工運轉部気楼5階改修工事			
名称	5階平面図 (改修後)			
図面	平面図	1月	図面番号	上
図	1	1	1	1
尺	1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100	1/100